

「公共事業再評価」に関する意見を募集します

宮城県では、県が現在実施している公共事業の中で、事業着手後、一定期間が経過している事業等について、公共事業再評価を行っています。

今回は、主要地方道女川牡鹿線大谷川浜小積浜道路改良事業を含む道路2事業、河川2事業、砂防1事業、港湾1事業の計6事業について、7月24日(金)から8月9日(日)まで、県民の皆様の御意見を募集します(詳細については別紙を御覧ください)。

○公共事業再評価について

県では、公共事業の効率性及びその実施過程における透明性の向上を図ることを目的として、事業着手後、一定の期間を経過した事業等について、事業継続の妥当性を再検討する公共事業再評価を、行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号)に基づいて実施しています。

この度、評価原案(「公共事業再評価調書」)を作成しましたので、「公共事業再評価調書」及びその要旨を公表し、県民の皆様からの御意見を募集します。

県では、頂いた御意見を踏まえて、最終的な評価を決定し、公表するとともに、事業実施方針の検討や予算編成等に反映させることとしています。

○資料の公表場所

- (1) 県のホームページ([https:// www.pref.miyagi.jp/soshiki/seisaku/8kou-chousho.html](https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seisaku/8kou-chousho.html))
- (2) 県政情報センター(県庁)
- (3) 県政情報コーナー(仙台以外の各地方振興事務所・地域事務所)
- (4) 宮城県議会図書室

問い合わせ先	電話番号
○評価制度について 企画部総合政策課行政評価班	022-211-2406
○事業内容について 道路事業:土木部道路課道路整備班	022-211-3163
河川事業:土木部河川課河川整備班	022-211-3174
砂防事業:土木部防災砂防課砂防・傾斜地保全班	022-211-3232
港湾事業:土木部港湾課建設班	022-211-3222

令和8年度公共事業再評価の 意見を募集します!!!



ご意見がある方は、STEPに沿って意見を送付してください！

STEP 1 対象事業と資料を確認！



- ①令和8年度公共事業再評価について
- ②令和8年度公共事業再評価調書の要旨
- ③対象事業の再評価調書

【閲覧方法・場所】

- 県ホームページ [宮城県 公共事業再評価](#) で検索
- 県政情報センター(県庁地下1階)
- 県政情報コーナー(仙台を除く県合同庁舎内)
- 宮城県議会図書室(県議会庁舎)

資料はこちらから！
携帯からでも資料確認OK



STEP 2 募集期間を確認！



令和8年

7月24日(金)～8月9日(日)まで(郵送の場合当日消印有効)

STEP 3 意見を送る！



方法①



郵送

(裏面を利用)

〒980-8570(住所記載不要)

方法②



ファクシミリ

(裏面を利用)

022-211-2493

方法③



電子メール

seisakuiken@pref.miyagi.lg.jp

宛先『宮城県企画部総合政策課行政評価班』まで
※電話によるご意見は受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

●記載に当たってのお願い※お読みください



以下のうち、①・②・⑤・⑥は必ずご記入願います。

- ①氏名又は法人名称 ②住所又は所在地
- ③電子メールアドレス ④電話番号
- ⑤意見の内容
- ⑥県外の方は宮城県との関係
(宮城県への通勤・通学等)

●意見の取扱いについて※お読みください



- ・意見の概要と意見に対する県の考え方を公表します。
- ・氏名・住所等の個人情報は公表しません。
- ・いただいたご意見には個別の回答は行いません。
- ・ご承知おきくださいますようお願いいたします。

お問い合わせ 宮城県企画部総合政策課 行政評価班 TEL：022(211)2406 までどうぞ

ファクシミリ番号 022(211)2493
宮城企画部総合政策課 行政評価班 宛て
※ファクシミリで御意見を提出いただく場合、このまま送信してください。
※提出期限:令和8年8月9日(日)

公共事業再評価に関する御意見（回答票）

①氏名又は法人等の名称 ※必ずご記入願います。	
②住所又は所在地 ※必ずご記入願います。	
③電子メールアドレス	
④電話番号	
⑤意見の内容 ※必ずご記入願います。	対象事業名
⑥県外の方は宮城県との 関係（宮城県へ通勤、通 学等） ※必ずご記入願います。	